

令和6年度こども家庭庁行政事業レビュー行動計画

令和6年度のこども家庭庁における行政事業レビューについては、行政事業レビュー実施要領(平成25年4月2日行政改革推進会議)等に定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価と行政事業レビューの実施等の一体的な実施に向け、行政事業レビューの実施等について(平成25年4月5日閣議決定)に基づき行政事業レビューシート及び基金シートを作成し、評価関連作業が行われるものについては、当該行政事業レビューシート及び当該基金シートをこども家庭庁の政策評価の標準的な様式として取り扱い、政策の立案から評価・改善に至るまでの政策のサイクル全体を効果的に回していくための基盤と位置付ける。

1. 行政事業レビューの取組体制

(1) 行政事業レビュー推進チーム

こども家庭庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」(以下「チーム」という。)を設置し、以下の体制で行政事業レビューを実施することとする。

- 統括責任者 : 官房長
- 副統括責任者 : 長官官房参事官(会計担当)
- 政策評価、EBPM担当 : 長官官房総務課長
長官官房参事官(総合政策担当)
- 各局総務責任者 : 長官官房総務課長
長官官房参事官(総合政策担当)
成育局総務課長
支援局総務課長

(2) 行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。

2. 行政事業レビューの取組の進め方

(1) 行政事業レビューシートの作成

事業所管部局は、令和7年度新規要求事業を含む所管事業について、「1事業1シート」の原則にのっとり、内閣官房行政改革推進本部事務局(以下「事務局」という。)が示す様式に従って行政事業レビューシート(行政事業点検票。以下「レビ

ューシート」という。)を作成する。

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。

作成したレビューシートについては、法第 10 条に規定する評価書として位置づける。

(2) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューで EBPM を実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施する。

チームは、外部有識者による点検を受けるべき事業について選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。

(3) 公開プロセス

① 公開プロセス対象事業の選定

チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定し、公開プロセスを実施するものとする。

② 公開プロセスの進め方

公開プロセスは、長官官房参事官（会計担当）の進行の下で実施し、進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。

公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とする。

チームは、公開プロセスにおいて取りまとめられたコメントを、レビューシートの所定の欄に記入する。

(4) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームによる点検は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、EBPM の手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から行う。チームは、点検結果を所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。

事業所管部局は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に記入する。

(5) 行政事業レビューシートの公表

行政事業レビューシートは、原則 9 月上旬までにこども家庭庁ホームページにおいて公表する。

3. 基金の点検等

(1) 基金シート（基金点検表）の作成

基金所管部局は、事務局が定める様式により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表を作成し、点検を行うものとする。

チームは、外部有識者による点検を求めるものとし、外部有識者による点検結果も踏まえ、点検を行い、基金所管部局に必要な指導を行うものとする。チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に記入する。

基金シートは、原則9月末を目途に公益法人等に造成された基金執行一覧表と併せて公表する。

作成した基金シートについては、法第10条に規定する評価書として位置づける。

(2) 地方公共団体等保有基金執行状況表について

基金所管部局は、事務局が定める様式により、地方公共団体等保有基金執行状況表を作成する。

地方公共団体等保有基金執行状況表は、原則9月末を目途に公表する。

4. スケジュール（予定）

- 3月 有識者会合
- 6月中旬 公開プロセスの実施
- 8月末 概算要求
- 9月上旬 行政事業レビューシート等の公表
- 9月末 基金シート等及び地方公共団体等保有基金執行状況表等の公表

※ 特別な事情により、上記スケジュールによりがたい場合は、柔軟に対応するものとする。